

平成27年12月16日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日)	
出席議員 (10名)	1番 向井 正 2番 吉田 豊 3番 田中 静雄 4番 寺崎 太彦 5番 漆原 悦子 6番 井上 正宣 7番 吉富 隆 8番 大川 隆城 9番 原田 希 10番 碓 勝 征
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 米 本 善 則 教 育 長 矢 動 丸 壽 之 会 計 管 理 者 原 槇 義 幸 総 務 課 長 北 島 徹 まち・ひと・しごと課 小 野 清 人 財 政 課 長 高 島 浩 介 建 設 課 長 白 濱 博 己 産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 住 民 課 長 福 島 敬 彦 健 康 福 祉 課 長 岡 義 行 税 務 課 長 坂 井 忠 明 教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳 生 涯 学 習 課 長 江 頭 欣 宏 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次 議会事務局係長 石 橋 英 次

議事日程 平成27年12月16日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 追加議案上程 提案理由の概要説明
(議案第68号)
- 日程第2 議案審議
議案第60号 上峰町行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定
個人情報提供に関する条例
- 日程第3 議案第61号 上峰町税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第62号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第63号 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第6 議案第64号 平成27年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第65号 平成27年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第66号 平成27年度天然記念物「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及
び埋没林」文化財保存地区土地公有化事業に伴う土地売
買契約の締結について
- 日程第9 議案第67号 上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第10 議案第68号 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第7号）

午前9時30分 開議

○議長（碓 勝征君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達して
いますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 追加議案上程

○議長（碓 勝征君）

日程第1. 追加議案上程。

提案理由の概要説明。追加議案上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。急な追加議案の提案をさせていただくことになり、大変恐縮に
存じますが、御高配を賜り、感謝申し上げます。

それでは、提案を早速させていただきます。

議案第68号

平成27年度上峰町一般会計補正予算（第7号）

平成27年度上峰町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,163,728千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,568,990千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月16日 提 出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど担当課長より補足説明をいたします。

以上、1議案を追加して、提案させていただきます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（碓 勝征君）

ただいま町長より1議案が追加上程されました。

これより補足説明を求めます。

○財政課長（高島浩介君）

皆様おはようございます。議案第68号 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第7号）につきましての補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、ふるさと納税関連ということで、全てその関係になっております。

それでは、予算書の準備をお願いいたします。

私のほうからは、補正総額について御説明をいたします。予算書の2ページ、第1表 歳入歳出予算補正、こちらをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款、補正額、計の順に読み上げまして説明とさせていただきます。

款の17. 寄附金、補正額13億円、計の2,102,331千円。

款の18. 繰入金、補正額863,728千円、計の1,569,820千円。

歳入合計、補正額2,163,728千円、計の7,568,990千円。

次に、3ページ、歳出のほうでございます。

歳出。

款の2. 総務費、補正額1,993,014千円、計3,921,964千円。

款の3. 民生費、補正額170,714千円、計の1,244,710千円。

歳出合計、補正額2,163,728千円、計の7,568,990千円。

以上で私からの補足説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（碓 勝征君）

次、補足説明がある方。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

皆さんおはようございます。私のほうからは従来のふるさと納税につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算書の明細書の3ページをお願いいたします。

まず歳入ですが、総務寄附金のふるさと納税寄附金に12億円。

次に、基金繰入金のふるさと寄附金基金繰入金で793,014千円を計上しております。これは従来のふるさと納税の寄附金ということになります。

次、1ページあけていただきまして4ページでございます。歳出の部でございます。

主な歳出を申し上げます。款の総務費、項の総務管理費、3の財産管理費でございます。

まず、8. 報償費として、ふるさと納税の謝礼品720,000千円。6割程度を考えております。

続きまして、11. 需用費、4. 印刷製本費4,541千円ですが、これは帳票関係、寄附証明書等を御本人さんに送付する窓あき封筒などの印刷代でございます。

それから、12の役務費ですが、40,600千円。これはクレジット決済手数料が24,452千円です。これはクレジットで決済された際に、私どもの歳入する分については、例えば、1億円入ると、2%の2,000千円を差引いて歳入をこちらのほうに受けます。ですが、財政上、そういうことはできませんので、その穴埋めをすると、寄附者からは10千円いただいているが、こちらには9,800円しか入ってきませんので、その200円分を穴埋めして寄附者の10千円と同額にするという意味の手数料でございます。

それから、続きまして、14の使用料及び賃借料、これがポータルサイトの利用料ということで24,000千円。

25の積立金に12億円というふうな歳出予算となっております。

以上、補足説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○健康福祉課長（岡 義行君）

おはようございます。予算書の3ページをお願いしたいと思います。

私のほうから、ふるさと納税寄附金（G C F分）ということで御説明をしたいと思います。

このG C Fというのは、ガバメントクラウドファンディングということでの略になっておりますけれども、そのこのガバメントクラウドファンディングというのは、自治体が行う不特定多数の人がインターネット経由で、他の人々や組織に財源の提供や協力を行うということになっております。

なお、今回上げておりますG C F分につきましては、目的といたしまして、障害者のグ

ループホームを創設し、生活の場、ひきこもり者などの社会復帰、雇用促進の拠点として、NPO法人等が運営するのに支援していただくために寄附をお願いするものでございます。

それでは、3ページの予算書を御説明いたします。

まず、款の17の寄附金の項の1、目の1、節の1の総務寄附金の中の下段、ふるさと納税寄附金（GCF分）1億円ということになっておりますけれども、このGCFにつきましては、目標金額という設定が必要になります。この目標金額を1億円ということで設定をいたしております。

その下、18の繰入金、1. 基金繰入金、目12のふるさと寄附金基金繰入金の節のふるさと寄附金基金繰入金の下段の（GCF分）70,714千円ということで、基金繰入金を設定しております。

この分につきましては、4ページ、5ページをお開きください。この4ページ、5ページ分の歳出に係る部分の基金積立金を除いた部分の経費ということで、全額となっております。

まず、3. 民生費、項の1. 社会福祉費、目の1. 社会福祉総務費、節の8. 報償費、ふるさと納税謝礼ということで60,000千円。これは先ほどのふるさと納税の分の考えと一緒に、6割分をここに計上させていただいております。

以下、3の職員手当等、11の需用費、12の役務費、14の使用料及び賃借料ということで、必要経費をここに計上し、寄附をお願いしたいということで思っております。

なお、このクラウドファンディングにつきましては、目標金額及び寄附の期間設定というのも必要になっております。

以上で説明を終わります。

○議長（碓 勝征君）

ほかに補足説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第2 議案第60号

○議長（碓 勝征君）

日程第2. 議案審議。

議案第60号 上峰町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（寺崎太彦君）

これはマイナンバーを使って行政の事務が素早くできることかなと思いますけれども、住

民がいろいろ手続する上で、このマイナンバーを使って、何か利点があれば具体的に教えてください。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

住民側の利点という御質問でございますが、このカードを利用する利便性としましては、現在、年金の現況届の際に、現在は所得証明や住民票の添付が必要になっておりますが、そういうものが不要になるということがまずもって利点ではないでしょうか。

以上です。

○4番（寺崎太彦君）

わかりました。

○議長（碓 勝征君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第60号の質疑を終結いたします。

日程第3 議案第61号

○議長（碓 勝征君）

日程第3. 議案第61号 上峰町税条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第61号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案第62号

○議長（碓 勝征君）

日程第4. 議案第62号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第62号の質疑を終結いたします。

日程第5 議案第63号

○議長（碓 勝征君）

日程第5. 議案第63号 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第6号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（漆原悦子君）

8、9ページにまたがりましてけれども、款の総務費、目6. 企画費、節の18. 備品購入費、

こちらのところに光ボックス購入費8,800千円が計上されておりますが、昨日までの一般質問のところでも質問が出ておりましたが、前回、光ボックスの購入費というですかね、光ボックスも400台購入されていて、まだまだ在庫が残っていると。今回、こちらでまた購入をされますけれども、光ファイバーのインターネットのほうが町民の世帯がまだまだ完備されていないというか、難しいところもあるだろうと思うんですけれども、その世帯分にはこれがあると、ここまで大体通用するとは思いますが、これを進めていく中で、どのようにして町民の方にこの必要性を伝えていかれる予定があるのか教えてください。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

ただいまの御質問でございますが、8,800千円、これは一般質問の中でもお答えしましたが、800台を予定しております。なぜ800台かと申し上げますと、前回400台購入しております、800台を購入すると1,200台。上峰町の世帯数が3,300世帯余とっております。ある民間の企業の調査で、町内の世帯の1,200世帯ほどが何らかの形で光の環境が備わっているという調査をしております。ということで1,200台という数字になっております。

今後どのようにして、この便利な光ボックスを活用していただくかということにつきましては、私ども広報紙などを通じまして、連載で光ボックスとは、こういうことが使えますよと、そういったものを広く知らしめながら、住民の皆さんに、ああ、こんな便利なものがあれば給付をしていただこうかというふうな気持ちになるように広報に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○9番（原田 希君）

済みません、今の関連なんですけれども、将来的には全世帯にやっていきたいということだったんじゃないかなと思いますが、確認の意味で、その答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

新聞掲載されました全戸を目標にするというのは、まさに議会の皆様方がどの市町でもやっています議会中継と同様に発表された内容を追っかけて、私どもやはり目標値としては、光インターネット回線を引き込んでいただいて、通常のケーブルテレビよりも投資費用が少なく、かつ年間のランニングもかからない、こうした使用で、まさに議会の中継であったり行政の情報発信ができる環境をつくったということで目標値を申し上げているところでございます。

しかしながら、これにつきましては、インターネットの引き込みが必要になりますので、それは住民の皆様方、お考えがさまざまあると思いますので、スマートフォン等で視聴できる環境等もタウンチャンネルの情報によっては考えながら、今後とも全戸目標にしていくべきだというふうに判断して発言をしております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

私もこの関連でございますが、この光ファイバーを通して、いろいろな情報をするというのは大変素晴らしいことだと思っておりますが、これを各家庭に設置をしたときに、受益者負担はどのくらいかかるんですかね。月幾らでもいい、年間通して大体経費としてどのくらいかかるのか。それは個人負担になるのか、行政からまた補助でも出すのか。どのように行政としてお考えか、お尋ねします。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

現在、通信の環境を設置している業者というのは多数ございます。NTTだったりBBQだったりですね。その企業で単価は違うんですが、大まかな概算で言いますと、6千円から7千円、8千円ぐらいが月々のランニングコストだと思っております。それを各家庭に引き込む分にまた工事費がかさみますので、それが20千円から30千円かかるのかなと。

パソコンを買ったりする際に、一緒にどうですか、こういう環境を設置されたらどうかというときには、かからない場合もございますが、おおむねその程度の費用がかかると思います。それを町で負担するかどうかについては、ちょっと現在はまだ検討しておりません。以上です。

○町長（武廣勇平君）

ちょっと補足をさせていただきますが、インターネットの引き込みの話ですね。初期のインターネットを引き込む際に、工事費と、その後にインターネットを引き込んだことによるプロバイダーの契約等々の予算のお話でございます。この議案における端末の配布、また端末の使用に係る利用料金等はいかからないということで整理させていただきたいと思っております。

○7番（吉富 隆君）

非常に月に7千円も8千円もかかるということであれば、大変家庭に負担がかかるであろうというふうに思います。しかしながら、時代の流れとはいえ、これをどのように行政がPRしていくのか。今後大変なことではなかろうかと思っておりますが、ぜひともきちっとした形でのPRをしていただければなと強くお願いをしておきたいというふうに思います。

○5番（漆原悦子君）

11ページの民生費、1. 社会福祉費、1目. 社会福祉総務費、節の19. 負担金、補助及び交付金のところですが、町社会福祉協議会運営補助金ということで5,017千円出ているんですけども、老朽化した分の費用ということでしたけれども、中身はどのようになっていますか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

この分につきましては、まず1つがおたっしや館の部分での畳が傷んでおりまして、その部分の畳がえというようなことが1つあります。

それから、デイサービスで今貸しているんですけども、その部分のガスの給湯器、こ

れを取りかえるということで計画しております。主なものは大体そういうところで計画をしております。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

畳がえとガスの給湯器の交換ということですが、畳は2間ぐらいしかないので、給湯器ってそんなに高いものでしょうか。大体中身はわかりますか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

畳につきましては、表がえというよりも、全部かえるということで、72畳あります。今見積もりをとっているところで、1畳14,500円ということで、その部分で1,128千円ほどかかるということになっております。

それから、給湯器につきましては、1,400千円ほどかかるようになっております。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

じゃ、あとの差額はどのようなにお使いになられるつもりでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

あとの差額につきましては、そのほか若干の維持補修というようなものがありまして、それから、人件費等が期末手当、あるいは扶養手当等が、今の職員の部分が不足しておりますので、その部分で使用をお願いしたいと思います。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

この件ですけれども、いろいろ補助で出されるのは十分なんです、町民の立場のほうから見ると、途中から組織をちょっと変えられましたけれども、臨時の人を含めて職員さんが急激にふえたんじゃないかなというイメージを持たれている町民の方が多いようです。だから、補助を出されて、うまく回していただけるのは十分なんです、その辺をしっかりと煮詰めて検討してから補助を出していただきたいということをお願いしておきます。

○8番（大川隆城君）

6ページの諸収入の目の雑入のところ、経営体育成支援事業費補助金返還金というのが来ておりまして、13ページの農業振興費の23節でそのままの金額で出ておりますけれども、このことでちょっと説明をいただきたいと思います。

○産業課長（江崎文男君）

まず、6ページの経営体育成支援事業費補助金返還金、それと同額によります歳出の金額について御説明申し上げます。

平成26年度の経営体育成支援事業で、元気もりもりファームがこの事業を使いまして、プレハブの冷蔵庫、マルチ作業機、それと動力噴霧器をこの事業により購入されております。

金額においては、事業全体で約4,000千円ぐらいの事業費でございます。

この元気もりもりファームにつきましては、ことし7月20日をもって上峰町から撤退をされております。そういう中で、今回のこの事業で使われた補助金額1,204千円につきまして、補助金返還の指令を町から出しているところでございます。その補助金返還につきましては、先ほどの補助金額に対しての1,125,926円を補助金返還ということで、町のほうからもりもりファームのほうには請求を今しております、先般、この金額が上峰町のほうに入ってきておるところでございます。それを歳出の中で県のほうにお返しし、県のほうから国のほうにお返しする分でございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

次に12ページ、目の4.健康増進事業費の19節で後期高齢者関係の前年度清算負担金というので上がっておりますが、私が思うのは、この関係とかでは還元金というので来るのはよく存じ上げておったわけですが、また再度負担金というので上がっているの、ちょっと説明をお願いします。

○健康福祉課長（岡 義行君）

これは平成26年度、前年度分の療養給付費、定率分なんですけれども、この分の清算分でございます、前年度、64,158,639円ということで、その療養給付費がかかっておりまして、その前年度分のもらっている分が88,567千円ということで、その差額分5,591,639円というのが清算ということで、後期高齢のほうに清算させるものでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今の説明は、予定した分よりか、この分余計にかかったということやったですかね。それをまた再度やるということですね。じゃ、26年度分についての以前のように還元金はなくて、追加のほうに増加したということですかね。その辺もう一回済みません。

○健康福祉課長（岡 義行君）

定率分というのは、市町が負担する部分で、12分の1という部分の定率があります。この部分で、平成26年度は本町負担金としては、先ほど言ったように88,000千円ほどあったんですけども、実質12分の1の定率でいきますと94,000千円ほどかかりまして、その部分での清算金ということで、平成26年度分の清算金、負担を出すというようなところの市町、本町まで含めまして、全部で7市町が負担、納めるということで清算ということになっております。ほかの市町につきましては、還元ということで戻ってくるというふうなことでの後期高齢からの清算分ということで連絡を受けております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

はい、わかりました。

15ページ、教育費の中で、中学校費がここに上がってきているんですが、今回、修繕費というのが上がっておりますが、その中身としては、揚水ポンプということでの説明がされております。先日、11月6日、中学校模擬議会が行われた折に、その生徒議員の中から、中学校に関係したもので、換気扇が故障している、窓枠が故障して修理をお願いしたいとか、そういうふうな中学校内の施設の不良による改善ですね、改修をお願いしたいというのが出ておったわけでありまして、今回の補正で上がってきているものかなと思って見たところ、上がっていないものですから、その辺について、どういうふうにご検討されるか、お尋ねしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

中学校模擬議会でありました窓枠、換気扇につきましては、手持ちの予算ですぐに準備をしておるところでございます。今回の分はそれを越えた分についてお願いしているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

それでは、そういうちょこちょこのと言うと、ほんに変な言い方ですが、いろいろあった分については、既に手前で予定して予算を持ってあったということから対応したということですよ。じゃ、今回はこういうふうな中学校生徒から出ましたけれども、詳しくわかりませんが、例えば、小学校にしても何にしても、そういう箇所があるかもしれない。ということについては、事前に見て回って、子供たちが言う以前に、また先生たちで確認をして、そういう箇所があれば、即対応するという対応をされているかどうか、確認の意味でお聞かせ願いたい。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

一般の修繕という枠の予算をある程度持っております。その中から臨機応変に修繕できる予算を持っておりますので、それでご対応いたします。

○8番（大川隆城君）

はい、わかりました。

14ページをお願いします。款の8. 土木費の中の目の2. 公園費で、鎮西山保全工事というので1,200千円ほど上がっていますが、この説明をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

鎮西山の南側の入り口に2つ駐車場がございます。その下の段の駐車場が砂利でございます。雨の際に、その砂利が隣家の玄関先に流れ込むという苦情がありましたので、その駐車場の入り口の部分のみ舗装させていただいて、砂利の流出を防ぐというふうな工事でございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

わかりました。実は先日、鎮西山に登ってきたんですけれども、今回の補正の分はわかりました。

登ったときに、五万ヶ池の南側の土手といいますか、道路上は当然歩かれるようになっている土手部分ですね、あれが以前もちょっと言うところだと思いますけれども、のりが崩れたままで、それが五万ヶ池のほうも崩れている、反対側の公園側も何か崩れていて、境界ぐいみみたいなやつを打ってはああるけれども、崩れているんですよ。だから、どっちみち補修をするとするならば、一緒にしてもらえたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

五万ヶ池周辺ののり崩れについては認識をしております。その道路下の部分については、ちょっと私も把握しておりませんので、現場のほうに行ってみて、今回の工事とあわせてできるものであれば、予算が許すところでございますが、計算をし直してやりたいというふうに考えます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

お願いしておきます。

○5番（漆原悦子君）

同じく14ページの土木費、節の15. 工事請負費のところ町道補修等の工事で9,000千円上がっております。内容を少し教えてください。

○建設課長（白濱博己君）

今回、9,000千円ということでお願いしておるところでございますけれども、その内容といたしましては、昨年から継続分ということで、中村地区を一部予定しております。

それから、そのほかにつきましては、地区住民からの要望箇所なり路面調査からの現地調査を確認した上で、総合的に勘案しての箇所ということで、至急決定したいと思いますけれども、具体的な箇所というよりも、今回は路線ということよりも、本当に必要な箇所ということで、昨日からも議員、御質問あっておりましたように、たわみとかひび割れとかマンホールの周辺とか、側溝等々含めての箇所ということでございます。地区からの要望とか路面性状の調査もございますけれども、最終的には案としては、10路線等々の対象地区は持っておりますけれども、至急決定をして補修をいきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○4番（寺崎太彦君）

17ページの目のふるさと学館費の節の11. 需用費の中で、説明、光熱水費、マイナス800

千円とありますけれども、これの原因はどういったことでしょうか。

○文化課長（原田大介君）

この光熱水費につきましては、本年度当初、学童保育を2階に持ってくるというお話がありまして、その分で光熱水費等は余計目に計上させていただいておりました。そして、それがなくなったということで、減額させてもらうものでございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

ただいま漆原議員のほうから土木、道路補修の件で9,000千円の関連でございますが、道路には名前がついていると思うんですよ。できればその名前を教えていただきたい。

と同時に、中村地区だけということで、9,000千円という、かなりの工事量になると思うんですよ。これは中村地区だけのことなのか。

と同時に、中村東線の問題は、どのようにお考えでしょうか。

○建設課長（白濱博己君）

具体的な路線ということではございますけれども、調査等々、必要な箇所はありますが、昨日来、質問がっております下津毛三田川線ですか、主に三上地区関係の道路、それから下坊所の集落内が結構傷んでおります。その分の箇所なり、それからまた、上米多地区、米多西線といいますか、あそこのところもちょっと対象としては考えております。それから、中学校模擬議会で出ました下津毛のグッデイ周辺の道路、通学路ということでございます。それから、坊所線といいまして、郵便局から東側が結構形状的に荒れているというふうなことで、これも必要対象箇所になるのではなからうか。それから、カントリーの南のほうも、結構管路関係での段差が発生しておるところでございます。それから、寺家2、それから八枚、それから江越地区のほうからも要望が出ておりますので、そういった形での箇所、路線、全路線と言いましたら、とても9,000千円等々では、1カ所だけで済むような形でございますけれども、本当に必要な箇所箇所等々を今後緊急に早急に決定して、早く補修をとということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

そういったいろいろなところを修理することで9,000千円というような計上になっているようでございますが、その分については理解をするものの、答弁するときに、きちっとそれを説明しなきゃ。ただ、地区名、中村と言うけん、9,000千円大きいねという話なんですよ。

それと、要望があったということなんですが、請願と要望は違うと思うんだよね。きのうもこの道路修理については請願も上がっているんですよ。これは今のところは要望ですよ。請願が先にあるというのは、議会できちっと行政から説明があっているんですよ。そこら辺のかみ合い、早急にやらなきゃいけない部分については理解しますけれども、そこら辺

をやっぱりこうして質問があれば、きちっとした説明をしていただきたい。強くお願いしておきます。

それともう1点、路線名は中村東線ですかね、物すごく道路が傷んでおりますよね。この件について、課長、どのようにお考えか。

○建設課長（白濱博己君）

議員御指摘の中村東線でございます。この線につきましては、県道神埼北茂安線、それから、それを北側に上りまして、ちょうど中津隈のところまでということでございますが、町道につきましては、一部ということで、100メートル弱ぐらいじゃなかろうかと、ポンプ場までということで記憶しております。それから北側の分につきましては、みやき町の道路でございます。あそこら付近につきましては、土木事務所のほうが残土置き場ということで、一部借りられておりましたけれども、これが解消して、地権者さんのほうに返されております。

その中で、土木といたしましては、大型車両の通行関係で荒れているというふうなことも含めまして補修をするということで私ども聞いておりました。議員のほうもそういうことで御存じということでございます。

ことしになりまして、鋭意要望をしておりました。九丁分区長のほうからも要望をいただいておりましたので、今年度ということで聞いておりました。まだされていないということも確認の上、今後とも県のほうに、町道ではございますが、県がしていただくということでございましたので、再度また確認して要望していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

ぜひとも、あそこは私もよく通る道なんで、非常に凹凸がひど過ぎるというふうなこともございますし、いろいろな問題等々ありますが、この進捗が今、課長のほうから説明いただきましたので、理解するものの、年度内ということであれば、大変時間的にないので、年度内にしたほうがいいんですけども、県がやってくれることにこしたことはないので、要望活動を積極的をお願いしておきたいというふうに思います。

○3番（田中静雄君）

先ほどから出ております町道の補修工事、9,000千円ではとてもじゃないけれども、要望が出ていると全部はできないということだろうと思いますけれども、非常に上峰町全域にわたって、かなり道路の凹凸があるようでございます。年々ひどくなっているということで、要望ですけれども、他町村からでも「上峰町は道路が悪いですね」ということで、半分笑われるというか、指摘をされることがあります。だから、今後、どうか上峰町の町道の道路整備についても、精力的に補修のほうをお願いしたいと思います。これは要望です。お願いします。

○6番（井上正宣君）

14ページの土木費の中、この町道江越新町線の猫橋の補修設計と上がっておりますが、これは上峰町とみやき町にまたがる橋でございますので、これはみやき町と案分した設計負担ですかね。

○建設課長（白濱博己君）

議員御指摘の件でございますが、この猫橋といいますのは、境界が水路の真ん中ということで管理というふうなことでございますが、現在はみやき町のほうで維持管理をしていただいているということで、これは協定のほうに基づいて管理をしていただいているということでございます。

昨年、橋梁の点検ということで、上峰町もそうですけれども、全国的に橋梁点検をされた中で、この猫橋について、みやき町のほうでされました。その点検結果が、本当に傷んでいると。この橋は、聞くところによりますと、大正14年にかけてられたということで、当時は県道でございました。県道ができたものですから、町のほうにということでございまして、今はそういうことの管理になっております。補修が必要ということで、みやきさんのほうで実施するというところでございます。社会資本整備ということで、55%は補助を受ける。45%の分を両町折半ということでございます。

設計につきましては、今回4,611,600円の設定額となっておりますので、その分の町負担、地元負担の45%が2,075,220円でございますので、その半分ということで、今回1,038千円をお願いしているということで、実施につきましては、みやき町のほうがしておるということでございます。

以上でございます。

○6番（井上正宣君）

続いて、15ページですが、款の教育費の中学校費、この修繕料の揚水ポンプ、これはどこのポンプなんですかね。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

中学校の屋上に一旦水を揚げるシステムがあります。そのポンプを2台設置しております。交互に水を揚げております。そのうちの1台がまず今、壊れてしまいました。37年を経過しております。修繕する部品がないということ。それから、かわりばんこに使うことによって延命というのですか、長もてさせるというシステム、バックアップもつくっております。今回、1台壊れてしまいして、もう1台もふぐあいになっているということで、屋上のほうに水を揚げるポンプを修繕いたします。

以上です。

○6番（井上正宣君）

わかりましたけれども、以前にも言ったかと思いますが、中学校の校舎の北側、自転車置

き場の周辺が、雨が降ったら水浸しですよ。この排水対策の揚水ポンプかと思っておりますけれども、あの水浸しの状況は今も続いていると思いますが、教育長も御存じだと思います。ぜひ排水を考えていただいて、どうせ中学校校舎の周辺の側溝もありますから、できるだけスムーズにはけるような対策をとっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

先日、大雨のとき、中学校の自転車置き場が大変水浸しになっておりました。1つ早急に対応したところがあります。というのが、側溝が北側にも抜ける仕組みになっておったんですが、そこに20センチほどコンクリートブロックで北側に行かないようにしてありました。それは多分、当時の農業問題での水利等の水の確保とか、そういうことで地区で分けてあったのかなと思い、下津毛、それから上坊所地区に御相談をいたしました。区長さん、生産組合長さんには御理解いただいて、そこは一旦、中学校の自転車置き場の排水、雨水がたまったときは北へ、下津毛のほうへ抜けるルートを確保しました。そこで、20センチほど水位が下がることとなります。今はその分、20センチ下がって、自転車置き場ぐらいいは何かたまらないような状況になっております。

ただ、相変わらず降ると、部室から西側、あとテニスコート、そこら辺はまだたまっています。現在、あそこ、実はテニスコート周辺から南には、北校舎の南側の地下に排水のパイプが通っています。その排水パイプが樹木、大きな木の根っこによって潰されて、排水不良になっている箇所がございます。来年、当初予算に向けて、今、そのパイプの排水工事修繕とか、全部いけかえるとか、そういうことについて計算をして、当初予算の中で要望させていただければと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○6番（井上正宣君）

少しぐらいの面積だったらそうないですけども、自転車置き場の南側、広範囲にわたって水浸しになっているから、非常に子供たちも困っているし、やっぱり外から来訪者の方も困っていらっしゃるということで、早急に対策を立ててほしいと思います。お願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ありがとうございます。確かに自転車置き場、面積は広がるんですが、20センチ下げたことによって、そのほとんどがカバーできる状態にはなっております。取り急ぎ、その広い面積は確保、下げることができております。また、御指摘いただいた部分、早急に対応を検討させていただきます。ありがとうございます。

○5番（漆原悦子君）

17ページの教育費、保健体育費の節の3. 職員手当等ということで、時間外手当が300千円、今の時期についていますが、これはどういうことでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

こちらは生涯スポーツ係のほうの時間外手当になっております。例年、運動会までの時間を当初予算の中で大体使ってしまったので、当初予算は基本給の6%ということで、定額で組みます。毎年、この時期にこれ以降の業務について、また提案をさせていただきます。スポーツ係、今後の業務として、夜の会議の部分をスポーツ推進員の会議、それから大字地区生涯スポーツ連絡協議会、各地区へ出て行く会議、スポーツ少年団との会議、分館長の会議、体育協会との会議が今後出てきます。月に16時間分を2人分、合計100時間の予定で組ませていただいております。

以上です。

○議長（碓 勝征君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第63号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第64号

○議長（碓 勝征君）

日程第6. 議案第64号 平成27年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第64号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第65号

○議長（碓 勝征君）

日程第7. 議案第65号 平成27年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○2番（吉田 豊君）

4ページが一番最後ですが、款の2. 事業費、項の1. 事業費、目の1. 事業費の15の工事請負費で4,100千円の予算が計上されております。ここの説明のときに、私の聞き間違いかわかりませんが、平成26年の管路の復旧工事というふうに私はここに記録していますが、間違いなければ、それについてもう少し詳しい工事内容を教えていただきたいと思います。

○建設課長（白濱博己君）

私、補足説明のときにも平成26年度ということで、昨年度に管路埋設工事を2カ所発注いたしました。これは坊所処理区内の関係の管路でございます。郡境地区に延長63メートル、それから下津毛地区、これはグッデイの付近でございますが、北側、それから県道地区とい

うことで、延長150メートルの管路埋設工事を、パイを大きくということでの工事をいたしました。

通常、管路工事をするときには、掘ってまた埋め戻しをしますが、すぐ埋め戻しということになりますと、本格的な埋め戻しじゃなくて、仮のといいますか、正式にはいたしますが、ある程度傷み、または陥没ということで低くなることもございます。工事は工事として、昨年、実施をして検査もいたしておりますが、これも補助対象の中で本復旧ということで、現場を見て、1年ほどたった後にまた見て、それを本復旧するというふうなことでの工事ということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

ちょっとお聞きしますが、そうしますと、郡境の63メートルと、下津毛の150メートルぐらいということで、それじゃ、ことし舗装工事をするということなんでしょうか。

○建設課長（白濱博己君）

その管路を埋設して、その区域の範囲につきまして、改めて低くなっているとか、そういう形にそれをオーバーレイをして、舗装工事をするというふうなことで、本復旧というふうなことで思っていたければよろしいかと思えます。

以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

じゃ、これはこれから設計して入札にかけて工事を行っていくということで理解していいわけですね。

○建設課長（白濱博己君）

そのとおりでございます。

○2番（吉田 豊君）

オーケーです。

○議長（碓 勝征君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第65号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第66号

○議長（碓 勝征君）

日程第8. 議案第66号 平成27年度天然記念物「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林」文化財保存地区土地公有化事業に伴う土地売買契約の締結について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第66号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第67号

○議長（碓 勝征君）

日程第9. 議案第67号 上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第67号の質疑を終結いたします。

日程第10 議案第68号

○議長（碓 勝征君）

日程第10. 議案第68号 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第7号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（吉田 豊君）

今回の補正予算でふるさと納税が21億円ということで、非常にうれしい実態が出てきておるんですが、今回、13億円の補正に関して、私がちょっと考えますところは、ふるさと納税で、来年の申告に間に合わせるために、12月に駆け込みの納税があったんじゃないかということをお私に考えるんですが、その点も考慮した上での13億円の予算なのか、それについてお尋ねをいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

12月に駆け込みの寄附があっているんじゃないかということは、おっしゃるとおりでございます。実績を申し上げますと、これはキャンセルとか、クレジットが未決済だったとか、そういうのも全部含みます。寄附者の方が寄附しようという意思で上峰町にチョイスのほうから申し込まれたという件数でございます。9月が約4,700件、10月が7,700件、11月が2万1,000件、12月が12月14日現在で1万9,000件ということで、今月の1日平均が1,390件ほどになっておりますので、着実に12月は駆け込みで寄附者が多いと。1日平均にしますと、12月は金額で申し上げますと32,000千円ですので、そういうことで、12月は伸びているというふうな状況になっております。

以上です。

○6番（井上正宣君）

私が一番心配しているのは、そのふるさと納税をしていただく方々との役場との結びつきの中で、今、非常に問題になっているのは、ハッカー攻撃からそういった個人情報の漏れです。これに対してのセキュリティーをしっかりとされているのか。また、もし漏れて、そう

いう詐欺事件に入ったりなんかした場合には大変なことになるんじゃないかと思っておりますが、その点のセキュリティーに関して、どのように対応されていくのか。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

私どもは情報系のシステムにつきましても、セキュリティーについては民間の業者と契約をして確実にやっております。また、クレジットの決済の会社につきましても、当然のごとくセキュリティーに関しては万全をというふうに考えております。

以上です。

○6番（井上正宣君）

ぜひとも万全なセキュリティーをやっていただいて、そして、さらにここに納税返礼品の中にも含まれると思いますが、先日も言ったとおり、上峰町のパンフレットぐらいは一緒につけて送っていただければ、なおまたふるさと納税をしていただくとするんですが、その特産品につけて、上峰町はさらにPRをしてやっていただきたいと思っておりますが、よろしくをお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

先日の一般質問で井上議員からアイデアをいただきまして、資料もいただきましたので、早急に今年度内にはそのようなパンフレット、リーフレットになると思っておりますが、つくりまして、納税者の方にお送りしたいというふうに考えます。

以上です。

○4番（寺崎太彦君）

3ページの目の1の総務寄附金の説明の中、ふるさと納税寄附金の中で、ガバメントクラウドファンディングの説明の中で、これは目標金額と期間設定があるということでしたので、1億円がこの目標金額なのか、期間がいつまでなのか、よろしく願いいたします。

○健康福祉課長（岡 義行君）

まず、期間につきましては、このクラウドファンディングにつきましては、最初は2カ月というような期間が設けられております。その後、90日の延長も可能というようなことで、このクラウドファンディングというのはなっております。

また、目標金額1億円につきましては、基本的にこれを整備するにつきましては、国の補助などが入ります。その75%が国の補助としてもらえるんですけども、もらえるというか、その設置団体、設立するNPO法人等が直接申請をされてもらうんですけども、その残り分ということで、1億円というような設定になっております。

以上です。

○4番（寺崎太彦君）

そしたら、目標金額を超えた場合は、もうそこで打ち切りなのか。逆にこの期間、2カ月間あって、そしてさらに延長90日ということなんですけれども、この目標金額に届かない場

合はどうなるんですか、事業がされないということなんでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

まず、目標期間につきましては、2カ月ということで、次の延長につきましては、また協議になってくると思うんですけれども、今度は延長すると、年度もまたがってきますし、あるいはその2カ月間で目標金額に到達しなかった場合ということになりますと、2回目、3回目ということで、数カ月を置いて、またクラウドファンディングに掲載をし、寄附を募るということも可能ですので、現在のところはそうのように到達しなかった場合は、2回目、3回目ということで寄附を募っていきたいと思っております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

5ページの民生費の役務費で、クレジットの決済手数料8,000千円という予算が上がっていますが、先ほどの総務費の小野室長の説明では、2%という手数料の説明があったと思いますが、民生費の場合は、この手数料が変わるわけですか、2%だったら2,000千円という形になるんじゃないかと思うんですけれども。

○健康福祉課長（岡 義行君）

このGCF、ガバメントクラウドファンディングにつきましては、その手数料というのは、ふるさと納税、チョイスのほうでは2%なんですけれども、こちらのほうになりますと、8%ということになっております。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

同じく民生費のところですが、このふるさと納税を取り扱うに当たって、今、創生係でやっておりますが、趣旨が違うということで、福祉のほうで申請をしてありますけれども、対応はどちらでされるんでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

これにつきましては、先ほど補足説明のほうでも申し上げましたけれども、目的というのが、障害者のグループホームの創設ということになっておりますので、現に予算につきましても、民生費の社会福祉総務費ということに計上をしておりますので、この対応につきましては、健康福祉課のほうでの対応ということになります。

以上です。

○9番（原田 希君）

GCFで寄附を募ってグループホームを創設ということで説明があっていました。今、4項目、普通のふるさと納税で4項目、用途別ということであるわけじゃないですか。単純に考えると、先ほど同僚議員からもありました、寄附が集まらなかったらどうなるんだということ踏まえると、通常のふるさと納税で今結構ありますので、そこを使って必要な事業だ

からやりたいということで考えられておると思うので、確実に実施ということを見ると、通常の寄附で集まった分を使って実施するというのが確実なんじゃないかなというふうにちょっと思ったんですけど、説明の中で国の補助があるとかいうことがあっていましたので、その辺が利点なのかなというふうに思ったんですが、その違いといいますか、よければその辺の説明をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

まず基本的には、佐賀県も行われていますが、主体を分けて、佐賀県が寄附を集め、佐賀県がその配分を決めるという関係のものと、佐賀県NPO支援というような形で、NPO団体などの団体等から申請があった企画について、佐賀県を通じて提案するという形で、県は進められております。私どもも全て自治体の配分でできるということもありますけれども、用途によっては議会の皆様方との協議をしっかりとっていく中で決めるものでありますから、議会の中でのやりとりで配分を決めるものでありますから、NPO独自の企画であったり、社会福祉協議会独自の企画であったり、そういった公共性が高く企画意欲がおありのものについては、商品の一つの商品として上げるような窓口がありましたので、そういう分け方でしております。一緒にしてやればいいじゃないかという御指摘もございますが、そうした団体の意欲を妨げる必要はないというふうなところで、そうしたNPOとか関連団体等の意欲的な事業費となるクラウドファンディングに上げたいと言われる企画があれば、それは後押ししていきたいということでございます。

○9番（原田 希君）

グループホームの創設ということで、生活の場、ひきこもり等の支援ということでした。もう少し詳細に計画がわかっておれば、場所だとか、そういったことがわかれば、説明をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

まず、寄附がどれぐらい集まるかによっても対応は変わると思います。その点はここ弾力的に対応できるように、例えば、少額の寄附であれば、空き家改修等でもスタートできるような考え方を持っておりますし、寄附の内容によっては新設の希望を出されると思われる親御さんの意向でございますので、そうした寄附によって対応は変わりますので、今のところは、どの寄附金額になっても対応していけるようにしているというふうに理解いただければと思います。

○9番（原田 希君）

済みません、もう1点。これを使うと、そのNPOさんが直接国の補助を受けられるということではなかったけれども、この事業、こういった福祉の事業に限ってなのか、それとも、希望があればどんなところでも受け付けますということだったので、例えば、農業に関してこういうことをやりたいということを出した場合に、それに対してもそういう国なりの

寄附が出るものか、そこをお願いします。

○町長（武廣勇平君）

このG C Fにつきましては、例えば、全国の自治体が企画の提案があったとしても、ふるさとチョイスという、このE Cサイトの運営会社、トラストバンクさんのほうで、しっかりその企画をG C Fの内容としてE Cサイトに掲載することができるかどうか、期間を設けてあります。すなわち、どの自治体でも地域における課題、問題、これは障害者の分野だけでなく、農業であれ、さまざまな分野における問題等があるので、その解消のために寄附金を集めたいという考え方はあると思いますけれども、やはりその地域独自の、かつ公共性の高いものに絞らないとG C Fで寄附金は集まらないということで考えておられるから、そうした期間を設けておられるだろうし、フィルタリングされているというふうに感じております。よって、農業の分野であればだめだということはありませんで、農業の分野でも公共性が高く、ああ、これは寄附者も寄附する必要があるなというような内容であれば、トラストバンクさんのほうでも御高配いただけるものというふうに思っております。

○健康福祉課長（岡 義行君）

補助の件につきましては、この内容、目的がグループホームの整備ということで、厚労省のほうのグループホーム整備補助金、そちらのほうの補助ということになりますので、このふるさと納税という部分についての関係というのはありません。

以上です。

○4番（寺崎太彦君）

関連なんですけれども、目標金額はあくまでも目標で、集まった金額で事業をするということに理解してよろしいでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

基本的には何事も私の考え方としては、寄附者の意向に沿った形のものをつくっていきたいということで考えております。寄附金の額は、それを端的に示すものだと思っております。寄附の額に応じて弾力的に対応ができるような形で提案をさせていただいているということでございます。

○6番（井上正宣君）

このふるさと納税につきましては、基金もしくは積立金として残し、またそういったいろんな箱物関係については、有効な手だてをして、国県なりの助成金を余計獲得をして、後々、こういった御寄附をいただいた浄財については有効な活用をするというような方向づけをしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○副町長（米本善則君）

ただいまいただいた御意見を踏まえまして、より有効に使えるような方向を考えたい。まずは補助金等で施策等が展開できるものについては、補助金を活用するということを前提に

考えていきたいと思っております。

○7番（吉富 隆君）

確認の意味でお尋ねなんですが、G C Fというのは、きょう初めて聞く言葉であって、私は非常に戸惑いを隠せないところではございますが、このG C F、いわゆるふるさと納税の関連につきましては、寄附をいただいた、そのお金はこれとこれしか使えないよということなのか、これは確認ですよ。どうなのか、お尋ねをしたい。

○健康福祉課長（岡 義行君）

先ほども補足説明のほうで申し上げましたけれども、不特定多数の人がインターネットで組織、あるいは人々に財源の提供や協力を行うということで、そこにはその目的があったところでの協力になります。

例えば、佐賀県でいきますと、佐賀の伝統工芸の魅力を世界へということで、佐賀県のほうで設定をされております。

それから、よく聞くのは犬の殺処分につきまして、その犬の殺処分を食いとめたいということで、殺処分ゼロという目的のために寄附を募られているということで、これは広島県神石高原町というところでされております。

近くでいきますと、三池炭鉱、これの産業革命を支えた世界文化遺産、三池炭鉱を世界に発信するというようなことで、そちらのほうも福岡県の大牟田市のほうがこのクラウドファンディングで掲載をされ、募金を募られております。ですので、このクラウドファンディングというのは、ある一定の目的を持ったところの事業にみんなが賛同し、寄附をしていくというようなことになります。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

非常に今、詳しく説明をいただきました。大牟田市の件はテレビでも言うておりましたので記憶にあるんですが、課長の説明によると、福祉のほうに物すごく町は力を入れているなというふうな感覚をとったものですから、目的を持って、それに寄附をされるということだから、それにしか使えないのかどうかお尋ねしよつとですから。

ふるさと納税、今、創生室で頑張っているんだけど、ちょっと若干違うわけよね、目的があるわけでしょう。だから、その目的を上峰町、福祉のほうを担当するので、福祉関係に力を入れているやに僕は聞こえたので、上峰でも今、大牟田とか犬の件も説明されたので、そういうお考えはまずないように僕はとったので。グループホームを強調されるので、お尋ねしよると。じゃ、上峰町としては、グループホームに使うのかなと僕は勘違いもあるかどうかわからんけれども、しかしながら、それは行政の方でお決めになろうと思うので、要するに目的を持ったところにしか使えないのか。できないとあれば、僕は理解するわけですから、そこだけで結構です。

○副町長（米本善則君）

済みません、ちょっと説明で混乱させてしまっているのですが、簡単に御説明させていただくと、基本的には町内の民間団体なり各種団体さんたちが自主的にいろんなことをやりたいということに対して、町として、今回は福祉の関係でございますので、福祉のほうで対応させていただくんですけど、民間がやろうとしていることを行政も応援していくよというような取り組み施策に対して、このG C Fにエントリーをしていくと。

例えば、佐賀県、もう終了しているんですけども、心臓病か何かのお子さんが海外で手術しないといけないというようなことに対して資金が必要と。それを県のN P OだったかN G Oだったかが資金を集めて、その子に手術を受けさせたいということを県のほうに相談されて、佐賀県のほうから、このG C F、ガバメントクラウドファンディングのほうにエントリーをされて資金を集められたというような事例がありました。

今回はそのグループホームを、今、先ほどから説明しているようなひきこもりの方々とあわせて集う場をN P Oさんが中心になってやりたいんですけども、我々だけでは達成することができないということで、町のほうとしても何か協力ができるようなことがないだろうかという形で、今回、このG C Fにエントリーをして、資金を集めようというような仕組みのものになります。従来のふるさとチョイスで寄附金を集めているものにつきましては、基本的には自治体が主体となって、町内の住民様のためのサービスを展開していくというようなことが主体となりますので、この辺が若干ちょっと納税の集め方が変わってくるというようなこととなります。

なかなかちょっと口頭で御説明するのは難しいんですけども、簡単に申し上げますと、主体が民間からの出発になっているというようなところを御理解いただければと思います。もちろん農業関係でも、そういった関係とマッチするようなケースが出てくれば、例えば、産業課のほうから対応していくというような、今後こういう形で各課からのお願いというのは出てくるようなことも考えられると御理解いただければと思います。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

副町長さんの御説明で私も理解をいたしました。非常に初めての言葉で、わかりづらかったのですね。

例えば、グループホームという言葉が非常に出てきているので、じゃ、グループホームをやろうとしている方から行政にこういったお話が来ているのかどうか。来ていないとするならば、福祉課で直接にこういったことを町としてはやるよということなのか、どちらかあればお願いしたい。

○町長（武廣勇平君）

名前は伏せますけれども、これはかねてから障害者の親の会の皆様方の声を受けて、そう

いう声は届いておりました。財政が厳しいというような状況も続き、なかなかその面まで、またふれあいかんのそうした運営状況もございましたので、なかなかその声を伝えること、実現することができませんでしたが、そうした流れの中にあるというふうに理解していただければと思います。

○7番（吉富 隆君）

教育面についても、町としては子供たちのために非常に頑張っておられると思うんですが、福祉についても、こういった機会があれば、ぜひともよそのまちに負けることなく、先に進めていただければなと思います。大変いいことだなと思っておりますので、ぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。

○5番（漆原悦子君）

これはちょっと要望でお願いしたいんですが、ふるさと納税の返礼の中に、佐賀牛とありますよね。9月からずっと今お聞きしただけでも4万件を超えて、いろいろ寄附申し込みがっていると。そういう中で、町民の方から産業祭とか、いろんなところに行ったら、毎年、佐賀牛はそこに行けば買えたと。ところが、昨年と比べると、ふるさと納税がちょっと過激というかな、あちこち競争になってきているものですから、その量が、がくんと半分以下になっているようだ。なおかつ、私たちが通常お買い物をするに当たっても、主婦の立場では、佐賀牛がなかなか値段がアップしてきていると。そういう部分も男性の方がどうしても多いものですから、そういう話が結構入ってきているんですよ。だから、町としてはとてもいいことだと思うんですけども、町民に対しては、少しデメリット、そういうところも出てきているのかなと思いますので、その辺は少し加味しながらやっていただけたらなというお願いをしておきます。

○町長（武廣勇平君）

御趣旨がちょっとよくわからないんですけども、そういう意味でも、町民の皆様方には産業祭等での提案もありましたけれども、町内の肥育農家の方が愛情を込めて育てられた肉を食べられる機会があればいいなという御提案について、私も同感するところでございます。

○2番（吉田 豊君）

4ページの目の財産管理費の3の職員手当等と民生費の職員手当、一緒なんですけど、ふるさと納税で大変職員の皆さんは頑張ってもらっておることはわかるんですが、少なくとも法を犯してまでの残業の命令は、町長しないようにしておいていただきたいと思います。

○6番（井上正宣君）

これはひとつお願いですが、先ほど来、グループホームの話も出ておりますが、今後はやっぱり高齢化社会でぜひ必要だと思っておりますけれども、それとともに、今から先、空き家対策がかなり出てくると思うんですが、今、報道なんかでよくお聞きしますと、シェアハウス、いろんな方たちが同じ1件の家で住む。そういった空き家対策の中でも、こういう

シェアハウス、シェアホームなりを今後計画の中に入れていただいて、人口減に対しても対応できると思いますので、そういった計画も一つの案の中に入れておいていただきたいと、そういう気持ちでおりますので、よろしくお願いします。

○8番（大川隆城君）

先ほどGCFの関係で、グループホームをとという話をお聞かせいただきましたんですが、先ほど課長からは、これは厚労省の75%補助でという話もありました。そういう中で、空き家等の利用もという話も出てまいりました。通常、一般的に考えますと、補助事業というのは、大体新設が主体というふうに認識をしておりますけれども、空き家というたら中古ですよ。そういうのが本当にできるものかどうかをひとつ確認させてもらいたいのが1つ。

もう1つ、障害者を対象にしてのグループホーム、これはNPOの方が計画されているということでありまして、じゃ、いつごろそれを設立、立ち上げを考えておられるのかがわかっておれば、お聞かせいただきたいと思いますんですが、いかがでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

まず、空き家の部分なんですけれども、空き家につきましても、もしそこをグループホームとして活用するということになれば、改修費等が発生するかと思います。今、資料は持っていないんですけれども、聞き及んだところによりますと、そういうふうな改修費用についても、若干の県補助等があるというようなことで聞いております。

なお、その改修等の出た場合につきましては、その残り自己負担の部分につきまして、この寄附金を充当されるということになってくるかと思います。

また、厚労省の補助につきましては、平成28年度事業につきましては、もう既にできないというようなことで、補助につきましては、もし早ければ、できるならば、29年度以降になるかとは思っています。

なお、これの法人等のお考えがあるかと思いますけれども、国の計画申請等があるということ聞いております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今お聞きすると、空き家を利用した場合は県の補助があるだろうと。それから、厚労省の補助をいただいているということになれば、29年度以降になるという説明でしたけれども、ということになりますと、まだどちらを利用してやるかというのも決まっていないということですかね。今後、検討して決められるというふうに受けとめとっていいでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

今回、この部分でのクラウドファンディングに掲載して、まずどれくらいの寄附が集まるかというのも一つあると思います。先ほど言ったように、集まらなかった場合、2回目、3回目というのも出てくると思います。その中で、財源的に集まったところでそういうふうな

ところの団体が考えていかれると思いますけれども、まだ新設、あるいは空き家、どちらかというのは、今の段階では決まっておられません。

以上です。

○8番（大川隆城君）

わかりました。

○議長（碓 勝征君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第68号の質疑を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合によって、12月17日は休会としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。したがって、12月17日は休会とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。御苦労さんでした。

午前11時12分 散会